

現代中国の「社会工作」システムからみる
社会的弱者の排除と包摂

—政府・党による障害者支援政策—

奈 倉 京 子

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第18巻第1号（2019年9月）抜刷

【論文】

現代中国の「社会工作」システムからみる
社会的弱者の排除と包摂

—政府・党による障害者支援政策—

奈倉京子

1. 問題の所在

本稿の目的は、現代中国のポスト社会主義的状況が社会的弱者にどのような影響を与えたのかについて、政府・党の障害者に対する施策から探究することである。

中国の改革・開放から約40年余りが経過した。最初の20年間（1978年～1998年）、農村では1978年に生産責任制が導入され、「人民公社」が解体された。都市では1980年代後半から私営企業が容認され始め、1992年に中央政府が社会主義的市場経済化路線を掲げて本格的に市場化の道へ進んだことにより、「単位」は崩壊へ向かった。こうした政治・経済体制の変化による社会構造の転換は、民衆の生活様式と価値観に直接的な影響をもたらした。それまでの集団化された生活のもとでは、集団の利益が優先され、個人は所属先の集団の利益のために貢献することが求められたが、政策転換後は、個人の利益追求が正当化されるようになった。理想とする生活様式の実現を目指して内陸部の農村から沿海部の都市へ出稼ぎ目的で移住する人々（「農民工」）が増加し、人口の流動は様々な社会問題を引き起こしたのだが、同時に、人々の価値観を多様化させた。

つづく1998年～2008年を振り返ると、2001年のWTO加盟を契機に、グローバル化路線を歩み始め、2008年の北京オリンピック開催で国際社会から注目を集めた。しかし他方で経済発展が引き起こした環境汚染、貧富格差、地域格差といった社会問題が顕在化し、中央政府は民衆の生活の質にも配慮する姿勢をみせ始めた。それは「和諧社会」の政治スローガンに反映している。中国では、資本主義化、工業化、自然科学の重視等の近代性がみられる一方で、農業社会も並存している。こうした特徴を有する現代中国の近代化は、「伝統、近代、ポスト近代の並存」（王春光2013：92）「近代性とポスト近代性の矛盾する共生」（王建民2007：72-76；2013：80-81）等と表現されている。

こうした中国独自の近代化にともなう不均衡な社会の発展状況を背景に、改革・開

放後30年を迎えた2008年頃から中国の学界では、ドイツ人研究者、ウルリッヒ・ベックが提唱した「第二の近代」「リスク社会」「個人化社会」の概念に照らしながら「中国的な個人化社会」をキーワードに中国の家族関係、社会保障制度の転換などについて論じることが主流となった。その代表者は閻雲翔（YAN yunxiang：人類学者、カリフォルニア大学教授）である。閻は、中国の最も大きな変化は、新しい個人主義が生まれたことであるが、この個人主義は欧米で古典的に考えられている個人主義とは異なり、また毛沢東時代に批判された私利私欲の意味での個人主義とも異なる、別の新しいバージョンだという。それは、個人の利益を追求し、個人の自己実現を求めるといった行為が正当化される倫理上の変化を特徴とするもので、権利、自由、自己実現の考え方が、かつての集団主義時代に正当化されていた義務や自己犠牲に代わって新たな基準となったのである（Yan2010、閻・鄭2015：249-250）。

個人が集団から切り離されて多様な生き方を選択するプロセスのなかで、立場の異なる他者への眼差しが生まれた。それまでの中国では、階層にもとづく固定化された集団生活のなかで自己と他者の関係が規定されていたため、上下関係のあるもとの他者に対する感情を表す表現である「同情心」のみで、平等なレベルで相手の気持ちや考えを理解する empathy（中国語で「同理心／共情心」、日本語で「共感」）に欠けていたが、個人化が進むことにより、「平等」な立場から相手に共感するという行為もみられ始めた（閻・鄭2015：256-257）。閻は、中国社会の流動性が高くなり、人々の生活スタイル及び価値観が多様化するなかで、新たな価値観が生み出され、道徳規範も多様化していったことに着目している。異なる価値観をもつ他者の出現は、相互理解を難しくするマイナス面もあるが、過去の単一の道徳権威が崩壊し、様々な社会的弱者グループの権利を保護する考えが生まれた。その中には女性の離婚の権利のように合法化されて新たな倫理基準となったケースもある（閻・鄭2015：255）。

さらに閻は、家族やその他の社会グループの代表としてではなく、個人が面識のない個人と知り合い、社会関係を築いていける中国の社会状況を「新社会性」（閻2009＝2012：338）と呼んでいる。「新社会性」は、個人が志を同じくする他者と連携する素地を作り出し、これまでの伝統的な個人をめぐる人間関係網の性質を変えつつある。その現象の1つの例として、様々な社会問題の解決や社会的弱者の権利の保護のために、草の根レベルで社会問題に取り組もうとする、民間主体の公益慈善組織（NGO）やボランティア活動を挙げている。2008年に起きた四川大地震の後、被災地にかけつけたボランティアの行動が注目される（閻2009＝2012：339）。これは、「個人化社会」が個人の能動的、自主的な行動を活性化した（閻2009＝2012）ことの好例ともいえる²。

このように現代の中国社会は、市場化、グローバル化による社会構造の転換、それにとともなう「個人化社会」の進展により、多様な他者への寛容な態度が養われ、民間レベルで社会的に弱い立場にある人々のための支援活動が活発化しつつある。しかし

一方で、社会主義体制は堅持されつづけ、共産党は個人の権利や自治の自由といった思想を危険なもののみなしている。また、民衆レベルでは「関係」のなかに自己を位置づける伝統的な社会関係も継続している。これらの社会状況を踏まえ、1992年に中国が市場化の道を歩み始めてから起こった社会変化、とりわけ改革・開放から1つの節目と捉えられている「30年以降」(2008年以降)の社会状況に着目し、これを「ポスト社会主義的状况」と呼ぶことにする。本稿では、中国の障害者支援をめぐり、政府・党が主導で推進している「社会工作」(ソーシャルワーク)に着目し、民間からも社会問題の解決や社会的弱者の救済に取り組もうとする動きが起こるなかで、政府・党は当事者およびその家族にどのような社会環境を提供しているのか、その取り組みの理念と実践について検討する。

2. 「社会工作」について

「社会工作」は日本語で「ソーシャルワーク」の意味であるが、その内容および社会での位置づけは日本語の意味と完全に一致せず、中国の文脈で考える必要がある。中国で「社会工作」は、1990年代後半から高等教育機関で導入し始められ、次第に専門の学位や職業の資格として認定されるようになり、2005年以降、中国の大学で「社会工作」という専門が設置され始めた。とりわけ、2008年に四川省汶川地震の被災者救済以降、社会工作は政府に重視されるようになり、政府に委託された社会工作の専門機関が次々に設置されるようになった(朱2016: 55-60)。

中国社会の文脈における「社会工作」の概念について、中国の社会学者で、社会工作研究の第一人者である王思斌は、「社会治理」(ソーシャルガバナンス)との関わりからの観点から次のようにまとめている。中国の伝統的な社会治理は、トップダウン式で権力を行使することを特徴とし、強制的であったのに対し、社会工作は「服務」(サービス)によって合理的に対象者のニーズにこたえ、真摯な対話によって問題の原因を探り、生態システムの分析によって各種の資源を動員させ、これらの仕事を通して社会関係を構築し、困難から抜け出す助けをする。社会工作の職務は、困難な境遇にある人々の内部に存在する原因と外部環境による原因の2つの側面から、問題を解決・予防し、対象者の生活状況を改善することである。そして社会的弱者・困難者に対して公平に利益を分配することなど社会の公正、正義を促し、基盤の強固な社会秩序を実現することである。こうした特徴は、かつての社会治理に欠けていたことであり、社会工作は「サービス型のガバナンス」と捉えることができる。その具体的な内容は、社会の低層に生きる民衆のなかで、貧困者、身寄りのない老人や子ども、失業者、障害者、土地を失った農民、農村に置き去りにされている人、浮浪児、精神病者、エイズ感染者、麻薬吸飲者、刑期を終えて釈放された人など、福祉サービスを必要とする生活困難者や社会的弱者の人々を対象とし、物質的なサービスに限らず、人間関係の

改善や心のカウンセリング等も行い、対象者を社会に溶け込ませ、社会の凝集力を促進し、社会の矛盾や衝突を軽減させることである。このような方法により、深層レベルで社会問題を解決しようとする（王2014：7-9；2016：45）。

「社会工作」は、高等教育機関の教育と「社会工作証」の資格試験の実施によって、人々に認知されてきた。中国の大学における「社会工作」の専攻は、社会学部のなかの専攻の1つとして設置されている。これを専攻する学生は、青少年、高齢者、児童、障害者、薬物依存者、刑期を終えて社会復帰した人、加えて農村や社区（下記参照）全体の福祉政策などの問題について学び、政府が認定した公的・民間の施設などで実習を行う。政府・党の主導のもとで展開されている、こうした状況を踏まえ、本稿では、「社会工作」の狭義の定義に加え、政府・党が定めた障害者に関する事業計画、規範、法律、党主導の組織などからなる制度に反映されている共生論理も「社会工作」の範疇と捉え、広義な意味で検討することにする。つまり、「社会工作」を1つのシステムとしてみるのが本稿の特徴である⁴。

3. 政府・党の障害者に対する政策

（1）政府・党の周縁化された人々に対する共生論理

新中国成立以来、周縁化された人々に対する政策は、社会主義建設のイデオロギーに基づいて実施されてきた。例えば、女性解放は、毛沢東がマルクスの女性観を参照しながら、階級闘争に位置づけて行われた。女性の解放は、革命のプロセスにおいてのみ獲得されるのであり、革命の勝利なしに女性は真の解放を得ることができず、まず女性の経済的自立が必須であるとされた（銭1997、李2000等）。加えて、少数民族政策に目を向けると、国家の領域的統合、辺境の対外安全保障、忠誠心をもつ均質的な「人民」の形成のために、中央政府は反帝国主義ナショナリズム、社会主義イデオロギー、毛沢東思想を利用した（毛里2001：17-18）。双方ともに「男女平等」「民族平等」が掲げられているが、前者は女性の主体的な生の選択は排除された、男並みの労働力を発揮するという意味での「平等」であり、後者は、漢化させるために与える「平等」であった。

このように女性や少数民族が社会主義的な国家統合により包摂されてきたのに対し、障害者に対しては、市場化に後押しされた要因をみることができる。南部広孝と白銀研五は、社会主義の国家理念をもちつつ計画経済から市場経済へと社会体制が転換したことで共通する中国とベトナムにおける教育普及政策の特徴を、障害をもつ子どもへの対応に着目しながら比較・考察した結果、両国とも、経済開放以降、法規の整備が進められ、教育の量的拡大を積極的に推進しており、社会体制の変容にともない、特別なニーズをもつ子どもに対する教育が考慮されるようになってきたと述べている。さらに、両国ともに教育の普及が、国家建設を目的とした政策課題という位置づけに

加えて、国際的な意識の高まりから個人の権利を保障する観点からも捉えられるようになった点を強調している。市場原理が導入されるまでは、社会主義の平等理念に基づく教育の普及が理念的に掲げられているだけで、実現することが困難であり、障害のある子への配慮をするといった姿勢もみられなかった。だが、1980年代以降、とりわけ90年代以降になると市場原理の導入により、非社会主義国との関係や国際動向にも敏感になり、その結果、多様な資金調達が可能になったことや、開かれた外交のもと国際的な動向を取り入れたり国際的なチェックの目が届いたりするようになったことが、両国の特別支援教育を変容させてきたと論じている。少数民族、地域格差による子どもの教育への不利益は、国家統合や国民統合の観点と結びつけて論じられるのに対し、障害をもつ子どもへの対応はそうした観点との関連性が相対的に弱く、教育的な観点から考慮されることが多いと指摘する（南部・白銀2013）。こうした社会主義国家の体制転換に着目した特別支援教育の変容の分析は、政府の障害者に対する施策の変遷をみていくのに啓発を与えてくれる。

以下ではまず、中国の障害者福祉が政府・党によってどのように位置づけられてきたのかを整理し、障害者支援をめぐる中央政府の社会工作の方針を検討する。

中国において、障害者福祉が新たな転換を迎えるのは、1988年の「障害者連合会」の設立（以下で詳述）であると考えられる。この組織が成立してから間もなく、「障害者保護法」（原文、中華人民共和国残疾人保障法）が考案され、1991年より施行される。これは中国の障害者に関する最も重要な法律であるため、中国政府が社会主義的イデオロギーのなかで障害児者をどのように位置づけているのか、以下でその理念についてみておきたい。

（2）「中国障害者保護法」からみる包摂と排除

「中国障害者保護法」（原文「中国残疾人保障法」）は、1991年5月15日より施行され、2008年7月1日より改訂版が施行、さらに2018年度も改訂された。内容は、「第一章 総則」、「第二章 障害者のリハビリテーション（康復）」、「第三章 教育」、「第四章 労働就業」、「第五章 文化生活」、「第六章 社会保障」、「第七章 バリアフリー環境」、「第八章 法律責任」について規定している。

まず注目したいのは、「社会の力」（原文：「社会力量」）の語が複数回登場する点である。「社会の力」とは民間で公益慈善に取り組む個人もしくは団体参与を意味し、それに期待している。第一章第二十三条で、「……社会の力が学校を創設し、寄付金によって学校を助ける」、「国家機関、社会团体、企業事業単位、民間運営の非企業単位は、規定の割合に基づき、障害者の就職を手配し、適当な仕事と職位を選ばなければならない」とあり、下線部が2008年の改訂時に加筆された。第二章第十七条でも「各級の人民政府は社会の力が障害者リハビリテーション機構を創設することを奨励・扶助する。地方の各級の人民政府と関連部門は、都市と村落の社区サービス組織、医

療予防保健機構、障害者組織、障害者家庭やその他の社会の力をまとめ、指導し、社区リハビリテーション業務を展開する……」と記載されている。

次に、そうした社会の力を発揮・凝集させ、政府と相互作用を展開する場として「社区」を基盤にしようとしていることに注目したい。「第二章：リハビリテーション」は、障害者と社会とのかかわり方を示唆しているが、「リハビリテーションに関する業務は、現代リハビリテーション技術と我が国の伝統的なリハビリテーション技術とを合わせ、社区リハビリテーションを基礎とし……」（第十六条）、「……地方の各級の人民政府と関連部門は、都市と村落の社区サービス組織、医療予防保健機構、障害者組織、障害者家庭やその他の社会の力をまとめ、指導し、社区リハビリテーション業務を展開する……」（第十七条）といった記述から読み取れる。

最後に、障害者の生きる権利についてどのような見解を示しているかを検討する。「障害者が政治、経済、文化、社会と家庭生活等の面で、その他の公民と同じ平等の権利を享受する。障害者の公民権と人格尊厳は法律で保護されるべきである」（第一章第三条）、「国家は障害者の自尊、自信、エンパワメント（自強）、自立、そして社会主義建設に貢献する力となることを奨励する」（第一章第十条）「……障害者の権利を実現する」（第一章第五条）といった記述から、普遍的価値観である人格尊厳、権利、平等を守ることと触れながら、社会主義建設に必要な人材を育成していくことが目指されていることがみえる。

しかし、「全社会は人道主義の精神を提唱し、障害者を理解し、尊重し、関心に向け、帮助し、障害者事業を支持するべきである。……」（第一章第七条）と障害者の存在を受け入れ、助けていくべきとする文言が並ぶが、一方で「国家は障害予防策を計画的に行い、予防策の指導を強化し、母子保健と障害予防の知識を宣伝・普及する」（第一章第十一条）というように、障害児が生まれるのを「予防」する考えも明記されている。障害児が生まれてくることに対しては、母子保護法（中国語で「母嬰保健法」）や婚姻法では優生優育思想が明白で、「一人っ子政策」時代は「優生」思想が助長されることになった⁵。一人っ子政策の時期には、第一子に障害がある場合は第二子を出産することができたことや、産前健診で障害がみつかりと堕胎を勧められるため、産前診断で判明する障害をもつ子どもの出生数は減少しているという（筆者の障害者支援組織での聞き取りによる）。こういった情報からも優生優育思想がみてとれる。

4. 中国の障害者福祉政策

（1）1949年～1990年代

社会主義国家中国において、1949年以降、障害者に対する福祉がどのように考えられてきたかということについて、真殿仁美氏（2007）が体系的に整理をしている。真

殿の整理によれば、中国では1950年代、「福祉」ではなく「救済」の対象として、被災者、残党兵士、生活困窮者、アヘン中毒者、身寄りのない子どもや高齢者とともに障害者も含まれおり、施設における収容と、生産労働への参加の2つの方法によって救済措置が施されていた。労働能力を有するものは、生活基盤を生産活動へ参加して作りあげる「生産による自助」（中国語で「生産自救」）が求められた。農村では、障害者を「互助組」や「合作社」に組み入れ、都市では「貧民生産組織」での労働に就かせた。1950年代後半から、精神障害者福祉と児童福祉を改善させることに力点が置かれ、「救済」から「福祉」へ転換し始め、福祉制度を整備することに着手された。目的は、いぜんとして障害者の生産労働への参加を積極的に進めることで、「生産による自助」をいっそう強化することであった。その後、文革が始まると、福祉事業は停滞した（真殿2007：97-99）。

改革・開放後、とくに82年に憲法が全面的に改正され、そのなかに福祉の考え方が条文中で明文化されたことを契機に、障害者が平等に社会に参加することが社会で意識され、具体的な取り組みが始められた。まず、すべての障害者を対象にした共同の権益を保障する障害者組織—「中国障害者福祉基金会」（82年）、「中国障害者連合会」（88年）—が創設された。次に、障害者福祉事業が展開されるようになった。「中国障害者事業五カ年業務要綱」（1988～1992年）を皮切りに、5年を一区切りとして、教育、就業、リハビリ、貧困などの問題に取り組み始めた。さらに、障害者の権利擁護に向けた法整備が90年代に行われるようになった動きと軌を一にするかたちで、人権問題および社会・国家の発展を計る指標として障害者の問題を捉えるようになってきたことを指摘している。つまり、障害者の問題は、国内問題として解決を図りながら、国際社会の評価を強く意識したものであると真殿は分析している（真殿2007：99-101）。

真殿の整理から、1950年代から改革・開放以前は、中国の福祉政策も女性解放や少数民族政策と同様に、社会主義建設のなかで行われてきたことがわかる。80年代以降、人権や権益を保障すべく法整備がされるが、福祉事業の軸は、障害者の就労を促進することにあった。

（2）2000年以降

2003年に江沢民政権から胡錦濤政権へ移行し、「以人為本」（人間本位）、「和諧社会」の政治目標が掲げられた。胡錦濤政権時代の障害者福祉政策は、「民生」（国民の生活）を重視する政策が重視され、大きく4つの実績—①全国障害者サンプリング、②障害者の小康水準を測定（「小康」については下記参照）、③国連「障害のある人の権利に関する条約」を批准、④障害者の社会保障制度の確立に向けた2つのシステム（障害者社会保障システムとサービスシステム）の整備—が挙げられる（真殿2014：28-32）。2006年から始まる『中国障害者事業“十一五”発展綱要』（2006～2010年）では、「社区」を基盤にサービスを提供し、就労を促進させることが重視され、さらに『中華人民共和国義務教育法』の改正のなかで障害のある子どもへの配慮が示された。つづく

『中国障害者事業“十二五”発展綱要』(2011～2015年)では、「小康」(いくらかゆとりのある状態)社会の実現が目標とされ、そのなかで障害者も一定レベルの生活が送れるように社会保障を整備していく方針や女性や少数民族の障害者の就労の訓練やサービスへも配慮していくことが示された⁶。“十二五”につづいて国務院が2016年に通知した『“十三五”が障害者の小康進行を加速させることについての計画綱要』では、2020年に全面的な小康社会の実現の目指すことを前提に、障害者それぞれで異なる個人のニーズに応じていくべきサービスが目標とされ、企業や社会組織などの「社会の力」や市場メカニズムが障害者の領域に参与することを奨励していく方針も加えられている⁷。

『“十三五”が障害者の小康進行を加速させることについての計画綱要』のなかで、社会工作の役割に言及している文言が数箇所で見られる。障害者の小康進行を加速させる力を凝集させるために、障害者を対象とする慈善事業を発展させる必要があり、そのためには、医療、康復(リハビリ)、特殊教育、施設養護、社会工作のサービス機構・施設を設立することを奨励すると記述されている。加えて、専門人員や基礎学科の設立の項目では、障害人口学、リハビリ医療、特殊教育、手話などと並んで障害者社会工作の学科建設を進めていくことが述べられている。さらに、基層社会における総合的なサービス力を向上させる項目では、障害者社会工作のサービス機関を支援していくことが示されている⁸。これらの記述から、社会工作は、障害者福祉政策を遂行していく上で重要な手段と捉えられていることがわかる。

(3) 「康復」

「康復」は、中国の障害者に対する政策のなかで重視されている項目の1つである。日本語でリハビリテーションと訳されるが、政策目標や内容からみると2つの意味を含みもつといえる。1つは、主に児童を対象に身体的機能を向上させること、もう1つは、成人が社会性を身につけ、社会生活に融け込めるようにすることである。習近平政権は2025年までに「小康社会」を達成させることを政治目標に掲げており、その理念のもと、2018年7月10日、国務院より『障害児のリハビリ援助制度を確立することに関する意見』(以下『意見』と表記する)が配布され、同年10月1日より施行された。0歳から6歳までの視力、言語、肢体、知力などの障害をもつ児童及び自閉症の児童、貧困家庭と認定されている家庭の障害児、施設で暮らす障害児、その他経済的に困難な家庭の障害児(基準は各地方政府の判断による)を対象に、「康復」(手術、補助器具、身体的・知的能力を向上させるための訓練)にかかる費用を地方人民政府が負担し、中央財政が適当な補助金を与えるというのが『意見』の概要である。障害児の保護者や世話人、もしくは社会組織やリハビリを受けている民間施設が児童の戸籍のある県レベルの障害者連合会へ申請を申込む。審査の条件に合う対象者は、選定されたりハビリ施設で訓練を受けた場合、発生した費用は施設の所在する行政レベル

の財政部が直接費用を支払ってくれる。県レベルの障害者連合会が同意した非選定施設で訓練を受けることも可能である。補助金額の基準は項目ごとに決められている⁹。

『意見』の実際の施行は、各地方政府に委ねられており、「経済的に困難な家庭」の判断、補助金の対象年齢や金額などの条件については、当事者の戸籍所在地の政府の裁量による。しかし、知的障害のある0歳から6歳までの子どもについていえば、中央政府の基準の照らすと、一人当たり一年に最低2万元（約30万円）が負担されるため、当事者にとっては物理的にも精神的にも大きな支援となる。実際、筆者が調査している甘粛省蘭州市で行った知的障害児をもつ母親への聞き取りによると、息子の通う幼稚園の園長から民間のリハビリ機関（現地では「機構」と呼ばれている）があることを教えてもらい、自分でインターネットを使って蘭州市内にある機関を調べて見学に行き、息子を7歳から通わせている。その教師から補助金の情報を教えてもらい、機関から申請してくれたものもあれば、自分で申請したものもあるという。彼女は農村の出身で社会階層は低く、家庭の経済状況も良好とはいえない。しかし、インターネットの普及により、中国では農村の人も安価な金額でスマートフォンをもち、誰でも情報にアクセスすることができるため、政府の補助金の情報も一部の人のみが享受できるのではなく、開かれたものとなった。『意見』や当事者の事例から民間の公益慈善組織と政府の障害者政策が連携していることがわかる。

5. 「官」の多元化

ここからは、中国に生活する障害者の人々を直接的・間接的にサポートする組織について、「官」と「民」の両者をつなげるハブ的役割をもつ組織—「中国障害者連合会」と「社区」—に着目する。ここでは「官」を、政府・党に属する組織及びそれらに統制される領域とし、それ以外を「民」と一応定めておく。「中国障害者連合会」と「社区」は、共産党の行政システムの一部もしくは末端組織であり、一見政治色が濃厚であるようにみられるが、実際の活動事例からは、人々の生活に寄り添う半官半民的な性格を有していることがわかる。以下では、まず、「中国障害者連合会」について、その特徴を述べる。上述した政府の『意見』などの補助金も、連合会に申請し、審査される。他の政府主導の事業についても、実際に業務を担っているのは「中国障害者連合会」であることから、要となる組織であるといえる。

(1) 中国障害者連合会

中国障害者連合会（原文「中国残疾人連合会」英文 "China Disabled Persons' Federation"）は、1988年3月に成立した。法的に容認され、国務院の許可を得て設立した、障害者及びその家族・友人と障害をもつ労働者からなる「人民団体」であり、全国の障害者を統一する組織である。この時、主席に就任したのは、鄧小平の息子で

身体障害のある鄧朴方であった。権力のある政治家の子息が身体障害を負い、社会を変えようとしたことは、一般民衆の障害者に対する意識の変化に大きな作用を及ぼしたものと想像できる。実際、身体障害者の大学進学、就労、そして生活保護費等の面で、本連合会が主軸となり改革が施されていった。

本連合会の主要な目的は、「人道主義思想を広め、障害者事業を発展させ、障害者の平等を促進し、社会生活に十分に参与させ、社会の物質的文化的成果を享受させること」である。中国障害者連合会は、代表、服務、管理の3つの機能を有している。すなわち、障害者の共同利益を代表し、合法的な權益を維持すること。協力して障害者を支援し、彼・彼女らのために服務すること。法律が与えた職責を履行し、政府に委嘱された任務を担い、障害者事業を管理し発展させることである¹⁰。

最高権力機構は全国代表大会で、5年に一回開催される。全国代表大会が閉会の期間は、選挙によって選出された主席団が全国代表大会の決議を実行する責任を負い、全国の障害者業務を牽引する。組織は、全国代表大会の下に、主席団、執行理事会（主席団の常設執行機関）、専門協会（盲人協会、聾啞協会、身体障害者協会、知的障害者及びその親類と友人協会、精神障害者及びその親類と友人協会）そして団体会員と続いている。全国代表大会の代表、主席団と執行理事会のメンバーは、障害者及びその親類と友人が半数以上を占めることが決められている。この組織体系が、下級の各地域にも適用される。他方で、障害者及びその親類と友人が協会やグループを作る基盤は、社区居民委員会、村民委員会、障害者が集中する企業事業単位といった「基層組織」（規約第五章第二十二章）であると記載されている¹¹。

規約（2013年9月18日に採択）をみると、次の主要な役割を挙げることができる。『障害者保障法』を広報・実行し、障害者の政治、経済、文化、社会等の面における平等な公民権利を維持すること（第四条）。政府や社会と障害者の間の連絡を円滑にし、障害者事業を広報し、社会における理解、尊重、関心に働きかけ、偏見、差別や障害を取り除くこと（第六条）。障害者の社会生活に参与する環境と条件を改善すること（第七条）。各種の障害者社会組織を管理、指導すること（第十一条）。国際交流と協力を進め、国際連合経済社会理事会（United Nations Economic and Social Council）の諮問・相談の立場の作用を発揮すること。国連の『障害者権利条約』の実践作業に参加すること（第十二条）である。

このように政府と当事者たちの仲立ちをする機能をもつ、行政レベルが同等の媒介的組織は、他の分野でもみられる。例えば、「中華全国婦女連合会」、「中国工会」、「中国共産主義青年団」、「中華全国帰国華僑連合会」等がある。「中国障害者連合会」も含め、これらの組織は、「群衆組織」あるいは「人民団体」に位置づけられているが、「中国工会」、「中国共産主義青年団」は党との結びつきが強く、実際には党組織の一部と位置付けられている傾向にある。これに対し、「中華全国婦女連合会」や「中華全国帰国華僑連合会」は、各分野で定められた法規を具体的に実施・推進する

役割を担っており、実際の活動をみると、当事者に寄り添った活動を展開しており、当事者が直接相談できる信頼関係がある¹²。他の連合会と比較すると、「中国障害者連合会」は「国際交流」を重視し、国際的な基準に基づいて障害者問題を捉えようとしていることが読み取れる。

障害者事業のなかで、重点的な任務と分業体制について、先に紹介した『“十三五”が障害者の小康進行を加速させることについての計画綱要』の末尾に附録として一覧表にまとめられている。全部で36項目あり、項目ごとに複数の行政機関が責任を負うことになっているが、すべての項目に障害者連合会が入っており、そのうち19項目が最高責任者となっている。それらは、障害児のリハビリ救助制度の制定、盲人・聾啞者の情報消費支援、障害者の養老サービス、障害者の様々な形式の就業支援、社区における就労・リハビリ支援、手話・点字の普及、障害者スポーツ計画、障害者就業条例の見直し等の社会福祉・教育・盲人按摩・反障害者差別に関する立法の検討、補助具の開発、生活サービス、サービス組織のレベルの査定、人口統計やニーズの把握、データとサービスを合わせたサービスモデルの開発等である。これらの内容は、障害者を対象とする社会工作のサービス対象項目と重なっていることから、社会工作システムのハブとしての役割を担っているといえる。

しかし、中国障害者連合会に対しては批判的な見解を示す研究者もいる。例えば、小林昌之は法学的立場から、次のように述べている。中国障害者連合会は社会の隅々にネットワークを形成しているが、「国連基準規則18」が求めているような障害者の当事者組織ではない。連合会以外に障害者団体を結成することは禁止されており、結社の自由はない。また、医療部門や障害者連合会を通して障害者であると認定されれば当然に会員とされ、結社を強制されない自由も否定されている（小林2002）¹³。

(2) 「社区」

周知の通り、毛沢東政権時代、職住一体型の「単位」制度が敷かれ、共産党政権の政治的統制が人々の生活まで届く仕組みが構築された。改革・開放以降は、「単位」制度が徐々に崩壊し、それに代わって1990年代から「社区建設」が民政部によって推進されるようになった。筆者の現地調査で得た情報によると、「単位」は人々に浸透し、物質的にも精神的にも人々の拠り所となっていたが、「社区」は政治的概念が先行し、一般の人々によっては「居民委員会が社区に変わった」、「小区（都市の住宅団地）」という認識程度で、その具体的な形が人々には想像しにくいようである。

「社区」はもともと community の中国語訳で、地域社会を意味する専門用語として用いられてきた。民政部は居民委員会を「社区」建設の重要な担い手とし、「街道弁事処」（都市行政の末端機構）がそれを監督する仕組み作りを始めた。社会学者の陳立行は、「社区」概念が登場し始めて間もない1997年に、長春における実地調査を行い、社区の範囲や活動を明らかにしており、読者に具体的なイメージを提供してく

れる。陳(2000:137-164)によれば、民政部は、「単位」の崩壊によって生じた諸問題に対応するために「社区服務」を人々に呼びかけた。それは、住民が主体となり、政府の指導のもとで援助活動を組織化しながらも従来のような行政の力を通じて地域社会を統制するという姿勢を抑え、住民の自発的な相互協力と相互援助を正当化し、それにより地域生活を円滑に行わせていくことが「社区」建設の政策的特色と述べている。組織のメンバーは、街道委員会と居民委員会の幹部以外にも、公安派出所や小学校等の幹部や住民、住民から人望のあるリーダー的人物も加えられている。「社区服務」の内容は、老・幼・病・障害者に対する援助活動と住民トラブルの調停を中心とし、加えて、結婚紹介、冠婚葬祭の協力、家政婦仲介等のサービスも含まれている。居民委員会が産業活動として行う有料のサービスもあれば、住民の自発的な援助活動による無料のものもある。この他、居民委員会は積極的に大学と連携し、学生のボランティア活動を結びつけることも行っている。陳の現地調査では、住民の自発的な援助活動には、余暇時間を利用し、娯楽を目的として行われるレジャー活動や、高齢者や身体障害者等の弱者に対するグループ・個人の任意的な相互援助活動がみられた。

加えて、行政単位としての社区と住民組織がどのように働きあうのか。これに具体的なイメージを与えてくれるのが、朱健剛が上海で行った市民団体と社区との関わりを論じた民族誌(『国と家の間：上海隣りの市民団体と社区運動の民族誌』)である。朱は、1996年から2001年にかけて、社区ガバナンス型の市民団体と社区サービスの市民団体の2つのタイプの組織に焦点を当て、転換する中国において、地方の基層組織や市民団体の活動がどのように市民の公共空間を生み出すのか、またそれらは国家権力の変遷のなかでどのように構築・解釈されるのか、という問題を検討した。朱の考察によると、基層組織や市民団体の活動は国から完全に独立しているわけではないが、ある程度の自治をもつようになっており、自治は住民参加のネットワークが構築されることで実践できる。しかしそれは居民委員会の体質によって制約を受ける限界もみられた(朱2010)。

朱の考察から、社区は国家権力を住民へ浸透させる媒体である側面と、縦のシステムだけでは網羅できない住民サポートを展開するためのハブとなる側面があることがわかる。障害者サポートにおいては、障害者連合会の活動およびその他の民間組織の活動も、各地域の各等級の行政機構に所在する社区を基盤に行うと書かれており、連合会との連携が示されている。この点について、実際に、社区はどの程度当事者にとって拠り所となっているのか、公益慈善組織との連携はあるのかどうかは、現地調査の必要がある。今後の課題としたい。

6. 考察

政府・党は国際社会の影響を受けながら、「中国の特色ある社会主義」イデオロギーを堅持する体制のもと、社会的弱者の支援を「小康社会」の実現を目指す一環に組み入れている。「小康社会」の実現を目指して施行された医療保険改革も間接的に障害者の人々の生活改善へプラスの影響をもたらしている。本稿の冒頭で、「社会工作」システムを「官」の領域に位置づけたが、「社会工作」システムの考察からみえてきたのは、「官」レベルの多元化であり、一部は「官」に属しながら実際の活動や機能は「民」の領域と重なりあっていることである。媒介的機能を有する「官」に属する組織と「民」の組織が協力し合って、障害をもつ当事者やその家族が個人レベルでサービスにアクセスしやすい仕組みを作るのに貢献している。

個人の自由意思の権利に基づくという民主的観点からみれば、中国の障害者支援をめぐる「社会工作」システムはトップダウン式であることは否定できない。しかし政府・党は、社会的弱者を包摂する複数のプラットフォームを作り出し、複数の拠り所（「社区」、障害者連合会、認可している公益慈善組織等）を設けることにより、障害者が社会に適応するための支援を得やすい仕組み作りをしていることは確かである。実際、どれくらい機能しているかは地方によって異なるであろうが、制度からみると、障害をもつ当事者や家族が、個人ベースで相談できる場が設けられつつある。このような側面からみると、市場化とグローバル化の進展が「社会工作」システムの構築を促し、障害者やその家族を社会へ包摂するのに作用しているといえる。

イギリスの障害学者として著名なマイケル・オリバーは、資本主義社会において、なぜ障害が個人的問題とみなされるのかという問題について検討し、障害は社会がつくり出すという「社会モデル」を提唱したことで知られる。オリバーは、資本主義国で労働市場が進展するにともない、個人主義的イデオロギーが浸透し、個人化と能力主義の浸透が障害者を労働市場から排除したと述べている（オリバー1990=2006）。中国では、経済の市場化が進展するにともない、政府・党は、福祉政策を国際基準へ近づけることを意識しはじめ、制度上は、これまで等閑視されてきた障害者の権利に言及し、社会へ包摂しようとしている。

しかし一方で、障害者を対象とする「社会工作」のなかで焦点が当てられている「康復」（リハビリテーション）の中国社会におけるとらえ方とそれをめぐる一連の政策を概観すると、身体的機能の回復が見込まれる低年齢者に対しては補助金政策が充実しているが、成人した者に対する社会保障は十分とはいえない。低年齢者を対象とした身体的リハビリも、成人の社会への適応を目的としたリハビリも、評価の基準は多かれ少なかれ労働市場で生産労働ができるかどうかによって置かれていることは否定できない。この側面からみると、オリバーが「資本主義の到来以降、障害は重要な境界線

で分けられたカテゴリーとなった。ここで人は、労働に基づいた分配システムに属しているか、必要に基づいた分配システムに属しているかに分けられている」(オリバー1990=2006:83)と指摘するように、「排除」の論理が働いていると言わざるを得ない。また、婚姻法、母子保護法をはじめ、国务院の計画綱要のなかで障害の「予防」が重要な内容の1つとして記されていることは、優生優育思想がいまだ払拭されておらず、生まれる以前の障害のある生命の生存権は保障されていないことを表わしている。生まれる前は「排除」するという政府・党の方針は、生後、障害者を「包摂」する動向の裏で偏見・差別を生み出すことにつながると考えられる。

中国社会の個人化と欧米のそれとを比較すると、欧米は、文化的民主国家、福祉国家の体制が整っていることを前提にしており、中国ではまだそれらが整っていないために相違が生じると閻は指摘する。閻はギデンスの個人化に対する議論を引きながら、欧米では、個人化が進むと、個人は教育、職業、生活スタイルなどにかかわる制度メカニズムを通して自我を再びつくり出し、個人が社会に直面したり他者と相互作用を展開したりする際の完全な自主権が認められることを通して、新たな親密関係を作り出すのに対し、中国の個人は、新しいセーフティネットを探すために家族や私人関係網へ戻され、それは、以前の集団から解放されたはずの場所へ戻ることと等しいと述べている(閻2009=2012:342-343)。しかし、障害者の場合、政府・党が政策を充実させていく動きによってつくりだされた「中間集団」によって包摂される可能性が萌芽している。ここでいう「中間集団」とは、ベックのいう家族、職業集団といった性質の居場所ではなく、中国の社会主義政府がつくりだす社会保障の枠組み、すなわち「社会工作」システムを指す。

中国社会の個人化が進むと社会の包摂力が弱体化し人々の孤独感が高まる、ゆえに、社会の包摂力を高めるには国家が個人に配慮した社会政策を充実させる必要がある(文2012、王建民2013等)といった個人の受動的側面を照らす主張がある。しかし、政策を整えることと同時に、個人が特定の集団に縛られず自由に社会関係を結べる利点を利用して、能動的に社会関係をつくっていくことを通じて包摂力は高まるものとする。この点において筆者は、中国の障害をもつ人々やその家族が、支援のネットワークを個人ベースでつくり出す可能性が十分にあると考える。それは、本稿で考察した政府・党による政策と「民」との連携の萌芽から予想できる。しかし、これを検証するには、さらに2つの考察が必要である。1つは、「民」のレベルで支援活動をする公益慈善団体の立場から、「社会工作」システムとのかかわりについて調査することである。公益慈善団体は、2016年に制定された「慈善法」によって政府・党から法的身分を賦与されたが、「『慈善組織』として認定を受けるという事実上の『選抜システム』ができあがっているようにも見受けられる」(李2018:168)という現実、そして同時に同年、「海外NGO管理法」も公表されており、中国の公益慈善団体と海外のNGOとの連携が規制されつつある点にも注意を払う必要がある。もう1つは、

当事者の立場から、どのように支援を得るための社会関係を構築しているかについて、聞き取りにより実証的な考察をすることである。このような調査研究により、中国に特有な社会主義国家の近代化のあり方が、障害者の生活世界を通してみえてくることが期待できる。

【付記】本稿は、文科省科学研究費基盤(C)「中国のポスト社会主義的状况における社会的弱者の「文化」創造と共生論理」(2019年4月～2022年3月【課題番号】19K01229)の成果の一部である。本科研の予備的調査は2013年から毎年1週間程度、甘粛省の蘭州大学の研究者の協力を得て実施してきた。これまで成人の知的障害者支援を目的とした慈善組織「慧靈」(2013年から年に1回)、自閉症児・者を専門にリハビリテーションを行う慈善組織「欣雨心」(2016年10月)、障害児童のリハビリテーションを目的とした慈善組織「金寶貝」(2018年11月)にて、組織の代表者や職員、障害者家族に対する聞き取りから支援体制の概況を把握してきた。つづく2018年8月には、中山大学障害者研究センターを訪問し、関連分野の先行研究を把握し、そのセンターの研究員の協力を得て「慧靈」の本部(広州)を訪問し、職員に理念や運営について聞き取りを行った。本稿の「社会工作システム」の発想は、これらのフィールドワークで現場の人々との交流で得られ情報と発見に基づくものである。この場を借りて、現地の協力者の方々へ感謝を申し上げたい。

【注】

- 1 改革・開放以降に起こった社会的矛盾に対応し、社会を安定させるため、胡錦濤政権は、2004年9月に開催された中国共産党第16期中央委員会第4回全体会議で「社会主義和諧社会の構築」を党の執政目標として定めた。「和諧社会」とは、調和の取れた社会の意味で、政治スローガンとなった。これを受け「和諧社区」(調和の取れたコミュニティ)、「和諧校園」(調和の取れたキャンパス)のように様々な場で謳われ、互に関心を持ち助け合うことが強調され、社会の矛盾を解消することが求められた。
- 2 閻の指摘の通り、中国では1990年代より民間の主体的な営みにより形成される「市民社会」(Civil Society)、「公共」のあり方を再検討する議論が起り、NGO(非政府組織)やNPO(非営利組織)の活動及びそれらを対象とした調査研究も注目されるようになった。代表的なものに、李(2012)、朱(2010) Huang(1993)等がある。中国の市民社会研究で著名な李妍焱は、改革・開放後30年が経過した頃の「転換」期から、政府・党によるトップダウンの経済・政治・社会体制の改革に対し、ボトムアップの視点から、人々が他者との新たなつながり方を模索していることに着目し、「個人化社会」をトップダウンとボトムアップの両方の視点が交差するコンセプトとして捉えている(李2018:24)。李は「市民社会」を「公共的な事柄に関する討論と決定に人々が、自らのイニシアティブによって参加する権利、仕組み、及び文化をそなえた社会」と定義している(李2012:7)。こうした活動の担い手は「80后」と呼ばれる1980年代以降に生まれた一人っ子世代やそれ以降の若い世代が中心で、経済的に余裕のある家庭で育ったことから、他人に関心をもち、困難な境遇にある人々の力になろうと思いやりの気持ちをもつ、精神的に豊かな世代である。
- 3 ここで注意すべきは、中国の個人の位置づけられ方が欧米とは異なる点である。中国の個人は、欧米のそれとは異なり、個人はある高い目的を達成するための手段と捉えられ、個人そのものを中核的存在と捉えることはなく、費孝通が「差序格局」概念のなかで指摘したように、中国人の自我は関係の中で規定されるのであり、独立した自我は存在しない、というのが「個体化社会」でも続いている(閻・鄭2015:248-251)。さらに閻は、梁啓超が、関係の中の個人には、家族、親族、国家などの集団の利益と関係する「大我」と、欲望と利益を中心とする「小我」に分裂されると提唱したことを引きながら、中国社会では、個人はいぜんとして「大我」が「小我」に優先されており、「大我」を名目とする自我主義を「社会自我主義」と呼んでいる(閻2017:13)。

- 4 中国における障害者研究の多くが、社会工作を専門とする研究者を中心に行われており、社会学的な量的・質的方法を用いて調査研究が行われている。主要なテーマは、障害者福祉制度、障害児教育、障害児童とその家族のニーズ分析、就労状況と課題、障害者差別、バリアフリーの状況等である(杜2017、徐2017、上海市残疾人連合会ほか編2007、呂2012、蔡・周2008等)。これらのテーマと調査内容をみると、中央政府が5年毎に決めている障害者事業計画やそれを遂行していくための具体的なプロジェクトに呼応するかたちとなっており、大部分の研究が、中国の障害者福祉の実態の統計的把握と、制度や政策に関する問題提起と改善点の提案が多くを占めている。障害者に対する社会工作についても言及されているが、その定義、対象、任務などについて政策の視点から述べられているに留まっている。
- 5 「一人っ子政策」時代の人口政策の支柱は、「晩婚」「晩産」「少生」「稀」「優生」で、このなかの「優生」は、80年頃から加えられた人口の資質を規定するもので、遺伝的障害がなく、次代が徳・知・体のどの面でも成長を遂げ、4つの現代化(農業、工業、国防、科学技術)に役立つ人材になり、「中華民族」の素質を高めることが必要とされた。こうした国策としての人口計画施行を裏づける法令の1つに婚姻法がある。1980年に「80年婚姻法」制定されるが、これは、新たに直面しつつある人口抑制政策、一人っ子政策という課題を背景に制定された法である。この80年の婚姻法のなかで「優生」について、「直系血族または四親等以内の傍系血族」、「ハンセン病の治癒していない患者、あるいはその他医学上結婚すべきでない認められる疾病の患者」の通婚禁止を明記した(若林1994: 58-60)。『中華人民共和国母嬰保健法』(1994年10月27日公布・翌年6月1日施行。2009年と2017年に改訂)。以下『保健法』)では、指定の医療保健機関で婚前健康検査を受けなければ、婚姻届は受理されないことが同法第8条に定められている。指定の医療保健機関は婚姻前に、①重大な遺伝性疾患、②指定伝染病、③精神に関する疾病、の有無を検査し、その医学検査証明を出すことを規定している(加藤2002: 67-68)。2017年の最新版でもこの規定は変わらない。
- 6 「國務院批転『中国残疾人事業“十二五”發展綱要』」中華人民共和国政府
http://www.gov.cn/jrzq/2011-06/08/content_1879655_2.htm (閲覧日: 2018年9月18日)
- 7 「國務院“十三五”加快残疾人小康進程規計綱要的告知」中華人民共和国政府
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-08/17/content_5100132.htm# (閲覧日: 2018年9月18日)
- 8 「國務院“十三五”加快残疾人小康進程規計綱要的告知」中華人民共和国政府
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-08/17/content_5100132.htm# (閲覧日: 2018年9月18日)
- 9 「國務院關於建立殘疾兒童康復救助制度的意見」中華人民共和国政府
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-07/10/content_5305296.htm (閲覧日: 2019年5月21日)
- 10 中国残疾人連合会 <http://www.cdpf.org.cn/zjzg/> (閲覧日: 2019年6月22日)
- 11 中国残疾人連合会規約 http://www.cdpf.org.cn/aaa/201711/t20171121_612281.shtml (閲覧日: 2019年6月22日)
- 12 例えば、「中華全国婦女連合会」(以下、「婦連」)は、女性・子どもの權益を維持し、「男女平等」を促進するために、1949年に設立された。「中華全国婦女連合会章程」によれば、党・政府と女性集団との架け橋の役割を担い、マルクス主義的女性観にもとづく男女平等の基本的国策を堅持するとあり、党・政府主導のトップダウン的な性格を思わせる。しかし、婦連は省、自治区、直轄市をはじめ、市、鎮、村の末端に至るまで各処に設けられており、全国各地で女性が気楽に集まれる「婦女の家」を設け、娯楽活動や座談会等のイベントの実施や、社会的弱者へのサポートを行っている。例えば、留守児童問題の解決に向けた取り組みを行っている(劉2018)。この他、夫婦関係、嫁姑関係、家庭内暴力といった家庭内の問題について専門家に相談する場を提供している(「特別的愛給特別的你—黑竜江省各級婦連組織傾情關愛農村留守兒童」『黑竜江省婦連』2018年5月30日)。加えて「中華全国婦連華僑連合会」(以下、「僑連」)は、1950年に設立され、現在も中央政府、省、市、県、鎮、村にそれぞれ存在する。規約によれば、僑連は、党の指導の下に帰国華僑や国内に居住する在外華人の家族によって組織された人民団体であり、党・政府と彼ら及び海外に居住する同胞を結びつける架け橋であり紐帯であると同時に、中国の特色ある社会主義を建設し、祖国の平和的統一を推進し、中華民族の偉大なる復興とチャイナドリームを実現させるための力であると記されている。『帰僑僑眷權益保護法』を推進することの他、実際の活動内容をみてみると、彼らが日常生活のなかで必要な様々なサービスを提供し、様々な相談に柔軟に対応し、手助けをしている。例を挙げると、帰国華僑が海外へ親戚訪問に行く際の手続きの代行や、海外で亡くなった華人の墓を探したいという親族のために、海外の華人組織に連絡をして情報収集を行ったこと等がある。帰国華僑はしばしば僑連を「娘家」(妻の実家の意味)と表現する。つまり、そこは帰国華僑にとって困った時に頼れるところであると認識されている。(倉奈2011)。
- 13 「国連基準規則18」(「障害者の機会均等化に関する国連基準規則専門家パネルによる改訂案」全日本ろうあ連盟ウェブサイト <https://www.jfd.or.jp/intdoc/unpanel> を参照)は、「障害を持つ人の組織」について述べられている。「政府は障害を持つ人(女兒・男兒・女性・男性)の組織が国際・全国・地域・地方レベルで障害を持つ人を代表する権利を認識するべきである。政府は、障害を持つ児童と青年に関連する問題を含む、障害に関する事項の意思決定において障害を持つ人の組織の諮問的役割をも認識すべきである。」とあり、以下8項で具体的な内容が記されている。中国政府も「障害を持つ人の組織の諮問的役割」を認識しており、この規則から外れていない。

【参考文献】

日本語文献

- ・オリバー・マイケル (2006) 『障害の政治—イギリス障害学の原点』明石書店。
- ・加藤美穂子 (2002) 『中国婚姻・離婚法』日本加除出版株式会社。
- ・小林 昌之 (2002) 「社会主義法部会 中国における障害者の人権と法」『比較法研究』(64), 163-169。
- ・銭華 (1997) 「毛沢東の女性解放論」『アジア女性研究』6: 54-59。
- ・陳立行 (2000) 「第五章 中国都市における地域社会の実像—「単位」社会から「社区」社会への転換—」菱田雅晴編『現代中国の構造変動5 社会—国家との共棲関係』東京大学出版刊、pp.137-164。
- ・杜 林 (2017) 「現代中国における障害者観：障害当事者と非当事者の聞き取り調査から」『人間社会環境研究』33: 15-30。
- ・奈倉京子 (2011) 『中国系移民の故郷認識：帰還体験をフィールドワーク（京都文教大学文化人類学科ブックレット）』、風響社。
- ・南部広孝・白銀研五 (2013) 「ベトナムと中国における教育普及政策の展開—特別なニーズをもつ子どもへの対応を中心に—」『京都大学大学院教育学研究科紀要』59: 125-149。
- ・眞殿 仁美 (2014) 「胡錦濤政権下での障害者福祉の動向—障害児童の教育を受ける権利の保障にむけて—」『城西現代政策研究』7 (2) : 27-38。
- ・眞殿 仁美 (2007) 「中国における障害者福祉の動向--建国から今日までの取り組み」社会福祉研究 『社会福祉研究』99: 97-102。
- ・毛里和子 (2001) 「中華世界のアイデンティティの変容と再創造」『現代中国の構造変動：中華世界—アイデンティティの再編』pp.13-49。
- ・李妍焱 (2018) 『下から構築される中国—『中国的市民社会』リアリティ』明石書店。
- ・李妍焱 (2012) 『中国の市民社会—動き出す草の根 NGO』岩波新書。
- ・劉楠 (2018) 「中国農村部の留守儿童問題と中華全国婦女連合会の支援活動」『日中社会学研究』26: 109-124。
- ・呂曉彤 (2012) 「中国における障害児童のニーズ分析—中国障害者連合会調査結果を通して—」『帝京科学大学紀要』8: 121-125。
- ・若林敬子 (1994) 『中国 人口超大国のゆくえ』岩波書店。

中国語文献

- ・蔡禾・周林剛 (2008) 『関注弱勢—城市残疾人群体研究』社会科学文献出版社。
- ・上海市残疾人連合会、華東師範大学学前教育与特殊教育学院 (編) 『智障人士社会融合的理論与实践—上海市「智障人士陽光行動」報告』華東師範大学出版社、2007

年。

- 李小江 (2000) 「50年，我們走到了哪里？—中国婦女解放与發展歷回顧程—」『浙江學刊』1：59-65。
- 王建民 (2010) 「個体化社会中社会容納力的缺失与重塑--理論解积与案例分析」『學習与实践』2：104-109。
- 王建民 (2007) 「中国社会現代性与后現代性的矛盾共生」『社会科学評論』2：72-76。
- 王春光 (2013) 「個体化背景下社会建設的可能性問題研究」『人文雜誌』11：91-99。
- 王思斌 (2016) 「社会工作在構建共建共享社会治理格局中的作用」『国家行政学院學報』1：43-47。
- 王思斌 (2014) 「社会工作在創新社会治理体系中的地位和作用——一種基礎：服務型社会治理」『社会工作』1：3-10。
- 文軍 (2012) 「個体化社会的來臨与包容性社会政策的建構」『社会科学』1：81-86。
- 徐岩 (2017) 『殘障者的需求与服務供給—基于廣東省的混合研究』社会科学 文献出版社。
- 閻雲翔 (2017) 「社会自我主義：中国式親密關係—中国北方農村的代際親密關係与下行式家庭主義」『探索争鳴』7：4-16。
- 閻雲翔〔著〕、陸洋他〔訳〕(2012) 『中国社会の個体化』上海訳文出版社。(原著：Yan, Yunxiang. 2009. *The Individualization of Chinese Society*. Berg Publishers.)
- 閻雲翔、鄭詩亮 (2015) 「当代中国社会的个体化与道德轉型」吳小英主編『家庭与性別評論』(第6輯) 社会科学出版社, pp.248-262.
- 朱健剛 (2016) 「論社会工作与公益慈善的合流」『社会科学編刊』4：55-60。
- 朱健剛 (2010) 『国与家之間：上海隣里的市民团体与社区運動的民族誌』社会科学 文献出版社。

英語文献

- Huang, Philip C.C. 1993. "Public Sphere"/ "Civil Society" in China? The Third Realm between State and Society Modern China 19(2):216-240.
- Yan, Yunxiang. 2010. "The Chinese path to individualization". *The British Journal of Sociology*. 61(3):489-512.

ウェブサイト資料

- 「全日本ろうあ連盟」ウェブサイト <https://www.jfd.or.jp/intdoc/unpanel> (閲覽日：2018年6月5日)
- 「国务院關於建立残疾兒童康復救助制度的意見」中華人民共和國政府 http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-07/10/content_5305296.htm (閲覽日：2019年6月22日)

現代中国の「社会工作」システムからみる社会的弱者の排除と包摂

- 「国務院批転『中国障害者事業 “十二五” 発展綱要』」中華人民共和国政府 http://www.gov.cn/jrzg/2011-06/08/content_1879655_2.htm (閲覧日：2018年9月18日)
- 「国務院 “十三五” 加快残疾人小康進程規計綱要的通知」中華人民共和国政府 http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-08/17/content_5100132.htm# (閲覧日：2018年9月18日)
- 「中華全国婦女連合会章程」 <http://www.women.org.cn/col/col12/index.html> (閲覧日：2018年5月28日)
- 中国残疾人連合会 <http://www.cdpf.org.cn/zzjg/> (閲覧日：2019年6月22日)
- 中国残疾人連合会規約 http://www.cdpf.org.cn/aaa/201711/t20171121_612281.shtml (閲覧日：2019年6月22日)
- 「特別的爱給特別的你—黑竜江省各級婦連組織傾情関愛農村留守兒童」『黑竜江省婦連』2018年5月30日